

丸子地域協議会会議次第

平成 19年 2月 20日(火) 1330~
丸子地域自治センター 3階 第 1会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議事項

(1) 合併協定書 (合併協定項目) の合意事項の変更について

資料 1-1、資料 1-2

(2) 地域事業振興基金について

(3) 会議の進め方・今後のスケジュールについて

4 その他

6 閉 会

合併協定書記載項目

番号	枝番	事務事業名	通番	細目
	1	合併の方式		
	2	合併の時期		
	3	新市の名称		
	4	事務所の位置		
	5	財産の取扱い		
	6	新市の議会の議員の定数及び任期の取扱い		
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		
	8	地方税の取扱い		
	9	一般職の職員の身分の取扱い		
	10	地域自治センター、組織・機構の取扱い		
	11	新市建設計画		
	12	特別職の身分の取扱い		
	13	条例・規則の取扱い		
	14	使用料・手数料の取扱い		
	15	補助金・交付金の取扱い		
	16	町名・字名の取扱い		
	17	自治会・区等の取扱い		
	18	広域連合・一部事務組合等の取扱い		
	19	公共的団体等の取扱い		
	20	慣行の取扱い		
	21	財産区の取扱い		
	22	各種事務・事業の取扱い		
【総務部門】	1	総合計画等の取扱い	1	総合計画
			2	国土利用計画
	2	男女共同参画事業の取扱い	3	男女共同参画事務
			4	次世代育成支援地域行動計画
	3	国内・国際交流事業の取扱い	5	国際交流事業
			6	国際姉妹・友好都市との交流事業
			7	国内姉妹・友好都市交流
	4	公社・事業団等の取扱い	8	公社・事業団等
			9	第3セクター法人
	5	電算システムの取扱い	10	電算システム
	6	市町村営有線放送の取扱い	11	市町村営有線放送
	7	情報公開制度及び個人情報保護制度の取扱い	12	情報公開制度及び個人情報保護制度
	8	行政改革について	13	行政改革
	9	広報・広聴関係事業の取扱い	14	広報・広聴関係事業
	10	地域防災関係事業の取扱い	15	地域防災計画及び防災会議
			16	防災組織・体制
			17	災害時応援協定等
	11	消防団・消防施設関係事務の取扱い	18	消防団組織・定数等
			19	消防施設等
			20	自主防災組織等
	12	選挙関係事務の取扱い	21	投票区・開票区等
			22	選挙公営の公費負担
			23	記号式投票
	13	首長の資産等の公開の取扱い	24	首長の資産等の公開事務
	14	指定管理者制度の取扱い	25	指定管理者制度
【財政部門】	15	建設工事等入札・契約事務の取扱い	26	建設工事等入札・契約事務
【住民生活部門】	16	自治会・区関係補助事業等の取扱い	27	集会施設(公民館)新設改修補助金
			28	県営水道料金等差額補助
	17	諸証明発行窓口事務の取扱い	29	諸証明書発行窓口事務
	18	生活安全対策事業の取扱い	30	交通災害共済制度
			31	暴走族対策
			32	交通安全指導員
			33	防犯灯関係補助金
	19	生活環境事業の取扱い	34	環境に関する計画
			35	合併処理浄化槽設置補助金
			36	し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分・雑排水汚泥収集手数料
			37	新エネルギー・設備設置補助金
			38	ポイ捨ての防止に関する事務
			39	不法投棄防止啓発及び回収事務

番号	枝番	事務事業名	通番	細目
	20	廃棄物対策事業の取扱い	40	ごみの収集方法
			41	ごみの指定袋関係事務(ごみ処理手数料等)
			42	ごみ集積所の設置・維持管理及び補助金
	21	資源リサイクル関係事業の取扱い	43	資源物回収事業
			44	ごみ資源化(容器包装リサイクル法関係)
			45	ごみ資源化啓発・排出抑制活動(ごみ資源化推進リーダー)
			46	資源回収奨励金
			47	資源回収用収納庫設置補助金
			48	生ごみ堆肥化機器購入補助金
	22	差別撤廃と人権擁護に関する事務の取扱い	49	差別撤廃と人権擁護に関する事務
[健康福祉部門]	23	社会福祉事業の取扱い	50	福祉事務所の設置
			51	災害弔慰金、災害障害見舞金支給
			52	社会福祉協議会補助金
	24	福祉計画関係の取扱い	53	地域福祉計画
			54	障害者計画
			55	高齢者保健福祉総合計画(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)
			56	健康づくり計画
	25	障害者福祉事業の取扱い	57	じん臓機能障害者通院費補助金
			58	障害者施設通所交通費補助金
			59	心身障害者扶養共済掛金補助金
			60	身体障害者住宅整備事業補助金
			61	身体障害者用自動車改造費補助金
			62	身体障害者用自動車運転免許取得助成事業補助金
			63	特別障害者手当等給付金
			64	身体障害者(児)補装具給付費
			65	重度心身障害者家庭介護者慰労金
			66	身体障害者日常生活用具給付費
			67	障害児(者)タイムケア事業
			68	重度心身障害者日常生活用具給付費(旧県単)
			69	身体障害児日常生活用具給付費
			70	重度心身障害者(児)タクシー利用助成事業
			71	重度身体障害者ショートステイ事務
	26	福祉医療費給付金の取扱い	72	福祉医療費給付金(障害者)
			73	福祉医療費給付金(母子家庭等)
			74	福祉医療費給付金(老人)
			75	福祉医療費給付金(乳幼児)
			76	法外医療費給付金
	27	介護保険の取扱い	77	介護保険料
			78	介護保険給付サービス
			79	高齢者保健福祉総合計画(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)策定委員会
			80	介護保険運営協議会
			81	介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助
	28	高齢者福祉事業の取扱い	82	在宅介護支援センター
			83	居宅サービス計画
			84	寝たきり老人等家庭介護者慰労金
			85	老人等紙おむつ代等助成金
			86	寝たきり老人等住宅整備事業補助金
			87	徘徊高齢者家族支援事業補助金
			88	家族介護慰労事業
			89	配食サービス事業
			90	緊急通報システム
			91	福祉機器・用具の貸出
			92	軽度生活援助事業
			93	敬老祝金
	29	保育園関係事業の取扱い	94	保育所運営事業(園名・時間)
			95	保育園保育料
			96	特別保育(一時保育)
			97	特別保育(延長保育)
			98	特別保育(障害児保育)
			99	特別保育(乳児保育)
			100	保育園通園バス事業
			101	保育園給食調理事務
			102	児童災害給付掛金

番号	枝番	事務事業名	通番	細目
			103	保護者会活動費補助金
	30	児童手当等の取扱い	104	児童手当
			105	知的障害児施設通園費補助金
	31	子育て支援事業の取扱い	106	ファミリーサポートセンター業務
			107	子育て支援センター事務
			108	子育て支援施設「ゆりかご」
			109	特別児童年金(重度心身障害児年金)
	32	健康づくり事業の取扱い	110	人間ドック・脳ドック受診補助金
			111	予防接種
			112	健康相談事業
			113	生活習慣病予防事業
			114	各種成人検診
			115	各種検診個人負担金免除
			116	乳幼児健診
			117	不妊治療助成事業
	33	医療施設・医療関係事務の取扱い	118	医療施設(産院・診療所)
			119	小児初期救急センター
			120	救急情報ネットワークシステム
			121	在宅当番医制
	34	国民健康保険事業の取扱い	122	国民健康保険税
			123	国民健康保健運営協議会
			124	出産・葬祭に関する給付
[商工観光部門]	35	商工労政関係事業の取扱い	125	勤労者退職金共済掛金補助金
			126	商工会議所・商工会補助金
			127	商工業各種団体補助金等
			128	小規模経営指導事業補助金
			129	商工業振興利子補給
			130	中小企業融資あっせん事務
			131	商工業振興条例助成金
	36	観光関係事業の取扱い	132	観光関係各種団体補助金等
			133	観光イベント助成事業
			134	市町村民まつり
[農政部門]	37	土地改良事業の取扱い	138	県営土地改良事業
			136	中山間地域総合整備事業
			137	土地改良施設維持管理適正化事業
			139	県単土地改良事業
			140	単独土地改良事業
			135	小規模土地改良事業補助金
			141	農地・農業施設災害復旧事業
	38	農林事業諸計画の取扱い	142	地域農業マスタープラン
			143	農業振興地域整備計画
			144	山村振興計画
	39	農業関係補助金等の取扱い	145	農業共済掛金補助金
			146	有害鳥獣駆除対策事業補助金
			147	農畜産物価格安定対策掛金補助金
			148	施設園芸総合推進対策事業補助金
			149	花卉推進品目導入事業補助金
			150	農業用廃プラスチック回収処理体制確立事業補助金
			151	農業機械等導入事業補助金
			152	農地流動化促進奨励補助金
			153	振興組合活動補助金
			154	中山間地域農業直接支払事業
	40	農業関係利子補給事業の取扱い	155	農業振興融資利子補給事業補助金
			156	農業近代化資金利子補給事業補助金
			157	農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金
			158	農業雪害対策資金利子補給事業補助金
			159	農作物等災害経営支援利子補給事業補助金
			160	認定農業者育成推進資金利子補給事業補助金
	41	農業振興事業等の取扱い	161	農業支援センター
			162	水田農業構造改革対策事業
			163	水田農業推進委員会
			164	地産・地消推進
			165	市町村民農園
			166	農業バイオセンター
	42	林業振興関係の取扱い	167	緑化推進事業

番号	枝番	事務事業名	通番	細目
			168	松くい虫防除対策事業
			169	林産物販売事業
			170	市町村有林維持管理
[建設部門]	43	交通対策事業の取扱い	171	廃止路線代替バス運行事業
			172	地域循環バス等運行事業
	44	道路関係事業の取扱い	173	市町村道の取扱い
			174	道路水路占用料
			175	除雪対策事業
	45	土地開発公社の取扱い	176	土地開発公社
	46	都市計画事業の取扱い	177	都市計画
			178	景観形成及び保全事務
	47	公園緑地事業の取扱い	179	都市公園等
			180	緑の基本計画
			181	花と緑のまちづくり推進事業
	48	公営住宅関係事業の取扱い	182	公営住宅(使用料・入居募集)
			183	公営住宅整備及び事業計画
			184	定住促進のための住宅建設補助等
[上下水道部門]	49	上水道関係事業の取扱い	185	水道料金
			186	新規加入(加入金)事務(上水道)
			187	賦課徴収(上水道・簡易水道)
			188	配水管等工事負担金(上水道)
			189	上水道審議会
	50	下水道関係事業の取扱い	190	下水道使用料
			191	下水道受益者負担金・分担金
			192	排水設備資金融資利子補給
			193	賦課徴収(下水道)
			194	下水道審議会
[教育部門]	51	小中学校の取扱い	195	小中学校の名称及び運営
			196	通学区域
			197	学校給食
	52	公立幼稚園の取扱い	198	公立幼稚園
	53	私立学校等助成事業の取扱い	199	私立学校等助成事業
	54	奨学金制度の取扱い	200	奨学金制度
	55	学校教育関係事業等の取扱い	201	通学費補助金(小・中学校、高等学校)
			202	PTA補助金
			203	学校評議員
			204	心の教室相談員事業
			205	中間教室事業
			206	特色ある学校づくり事業補助金
	56	児童館等の取扱い	207	児童館運営事務
			208	放課後児童クラブ
	57	生涯学習施設の取扱い	209	市民会館・文化会館
			210	博物館等施設
			211	生涯学習施設
			212	公民館施設
	58	生涯学習関係事業等の取扱い	213	生涯学習基本構想
			214	公民館事業
			215	公民館分館
			216	青少年健全育成事業(公民館事業除く)
			217	成人式
			218	文化財保護事業
			219	文化振興イベント(公民館事業除く)
			220	文化協会活動補助金
	59	体育関係事業の取扱い	221	体育施設
			222	学校施設開放
			223	各種スポーツ大会・スポーツ教室
			224	体育協会補助金
	60	図書館事業の取扱い	225	図書館及び移動図書館車

(合併協定書の末尾の記載)
本協定書に定められた事項については、これを遵守するものとする。ただし、国・県の制度改正又は社会情勢の変化等により、これにより難しい場合にあっては、必要に応じ地域協議会の意見を聴く等、関係住民の意向も踏まえ、新市において制度のあり方を十分検討し、調整する。

合併協定書(合併協定項目)の合意事項の変更について

地域協議会への報告年月

平成19年2月

部局名	課名	事務事業番号	事務事業名	合併協定書記載事項	変更内容	変更理由
商工観光部	商工課	22-35 (5014)	(2)商工会議所・ 商工会補助金	<p>中小企業を総合的にサポートする商工団体の活動を支援するため、次のとおり補助を行う。</p> <p>ア 合併時は現行のとおりとし、平成19年度までに各団体に交付していた補助金を合体し、補助金交付基準を統一する。</p> <p>イ 交付基準においては、均等割・会員数割、成果主義、団体育成の視点、激変緩和措置、一部商工会等が統合した場合の特例などを導入する。</p> <p>ウ 長野県の小規模企業支援施策の動向を踏まえ、各商工団体の主体的な統合が図られるよう、調整に努める。</p>	<p>中小企業を総合的にサポートする商工団体の活動を支援するため、次のとおり補助を行う。</p> <p>ア 平成22年度までにイの基準により補助金交付基準を作成し、段階的に統一する。</p> <p>イ 交付基準においては、均等割・会員数割、成果主義、団体育成の視点、激変緩和措置、一部商工会等が統合した場合の特例などを導入する。</p> <p>ウ 長野県の小規模企業支援施策の動向を踏まえ、各商工団体の主体的な統合が図られるよう、調整に努める。</p>	<p>・合併協定時は、県による「1自治体に1商工団体」という方針と、19年度から施行予定の補助金制度改革案に従い、商工団体統合についての結論を19年度までに出す必要があった。市の補助金も、これに合わせて19年度までに交付基準を定める予定であった。</p> <p>・しかし、県が統合協議のため平成22年まで猶予期間を設けるなど再度補助制度改革案を見直し、各商工団体も時間をかけて統合について検討することとなった。市の補助基準作成の期限も、これにあわせて変更するもの。</p>
		22-35 (5017)	(4)小規模経営指導事業補助金	<p>商工団体の主体的な活動を支援するため、商工会議所・商工会補助金と併せて調整を進め、合併時は現行のとおりとするが、平成19年度までには内容を精査し、商工会議所・商工会補助金に合算し、廃止する。</p>	<p>商工団体の主体的な活動を支援するため、商工会議所・商工会補助金と併せて調整を進め、合併時は現行のとおりとするが、平成22年度までには内容を精査し、商工会議所・商工会補助金に合算し、廃止する。</p>	同上

添付書類 現況調査

現況調書

本資料は、「合併協定書の合意事項の変更について」の資料として、合併協議会の資料をベースにデータ等は最新のものに更新して作成しています。

事務事業の現況				
項目	旧上田市	旧丸子町	旧真田町	旧武石村
(2) 商工会議所・商工会補助金 (5014)	<p>商工業振興事業補助金</p> <p>(上田市商工会議所) 【補助金額】 15,581,000円</p> <p>【事業の目的及び内容】 管内の商工業の振興のため</p> <p>【事業費】 121,569,107円(H17一般会計決算額)</p> <p>【会員数】 3,688人 (H18.3.31現在)</p>	<p>丸子町商工会補助金</p> <p>(丸子町商工会) 【補助金額】 10,863,000円</p> <p>【事業の目的及び内容】 商工業者の育成</p> <p>【事業費】 75,755,284円(H17決算額)</p> <p>【会員数】 777人(H18.3.31現在)</p>	<p>真田町商工会一般事業補助金 (商工育成事業補助金)</p> <p>(真田町商工会) 【補助金額】 4,000,000円</p> <p>【事業の目的及び内容】 地域内における商工業の総合的な改善発達を図り、併せて社会一般の福祉増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 総合振興事業 商業・工業・観光振興事業 金融対策事業 経営税務対策事業 労務及び福利厚生対策事業 意見活動</p> <p>【事業費】 49,000,000円(H17決算額)</p> <p>【会員数】 358人(H18.3.31現在)</p>	<p>武石村商工会補助金</p> <p>(武石村商工会) 【補助金額】 6,800,000円</p> <p>【事業の目的及び内容】 地域商工業の総合的な改善発達を図る</p> <p>【事業費】 23,646,415円(H17決算額)</p> <p>【会員数】 162人(H18.3.31現在)</p>
	(4) 小規模経営指導事業補助金 (5017)	<p>【補助金算出基準】 予算に基づく定額補助</p> <p>【事業概要】 上田商工会議所の小規模企業に対する経営支援に係る事業に対して助成</p> <p>【平成18年度実績】 交付額 2,708,000円</p> <p>* 県の小規模事業経営支援事業費補助金と同様に上田商工会議所の小規模事業経営支援事業費特別会計に交付</p>	<p>小規模経営改善普及事業 【補助金算出基準】 定額</p> <p>【事業概要】 丸子町商工会の規模企業に対する経営支援に係る事業に対して助成</p> <p>【平成18年度実績】 10,863,000円(丸子町商工会補助金)に含まれる</p>	<p>【補助金算出基準】 町長が認めた額</p> <p>【事業概要】 ・近代的経営管理方法の導入等経営管理に関する指導 ・技術の向上、新たな事業分野の開拓等に寄与する情報の提供等 【平成18年度実績】3,000,000円</p>

合併協定書(合併協定項目)の合意事項の変更について

地域協議会への報告年月

平成19年2月

部局名	課名	事務事業番号	事務事業名	合併協定書記載事項	変更内容	変更理由
農政部	農林課	22-39 (6019)	農業関係補助金等の取扱い (2) 有害鳥獣駆除対策事業補助金	イ 補助金等については、新市において1年以内に協議会構成団体と調整を図り統一する。	捕獲に係る報奨金等については上田市有害鳥獣駆除対策連絡協議会において協議・調整を図る。	駆除協力団体である猟友会は地区の実情に応じた体制で駆除をしてきており、猟友会等の理解を得ながら進める必要があるため。
		22-39 (6036)	農業関係補助金等の取扱い (3) 農畜産物価格安定対策掛金補助金	イ 果樹については、上田市及び丸子町の例により統一する。	イ 果樹にかかる価格安定対策掛金補助金は廃止する。	国で行っていた果樹価格安定対策制度が平成18年度をもって廃止されたため。
		22-41 (6205)	農業振興事業等の取扱い (2) 水田農業構造改善事業	新市において1年以内に調整し、統一を図る。	平成19年度から22年度までは各地域に設置する地域水田農業推進協議会において実施する。	平成19年度から始まる米の新需給調整システムへの移行に伴い、従来の生産調整方式の急激な変更は、大きな混乱を招く恐れがあり、生産調整の目標達成に支障がでることが予想されるため。
		(6206)	農業振興事業等の取扱い (3) 水田農業推進委員会	地域事情を配慮するうえで組織等の調整をし、統一を図る。	旧市町村単位に設置されている地域水田農業推進協議会は平成22年度まで継続し、その連絡調整組織として「上田市地域水田農業推進協議会連絡協議会」を新たに設置する。	

添付書類 現況調書

現 況 調 書

本資料は、「合併協定書の合意事項の変更について」の資料として、合併協議会の資料をベースにデータ等は最新のものに更新して作成しています。

		事 務 事 業 の 現 況			
	項目	旧上田市	旧丸子町	旧真田町	旧武石村
(2)	有害鳥獣駆除対策事業補助金	<p>【事業名】 有害鳥獣駆除対策事業補助金</p> <p>【事業内容】 有害鳥獣駆除対策協議会により樹立された計画に基づき有害鳥獣駆除に対する経費及び協議会運営費に対して事業費相当分を補助する。</p> <p>【事業費】 H18予算 活動補助 2,030千円 電気柵補助金 300千円</p> <p>(合計) 2,330千円</p> <p>【公共的団体】 上田市有害鳥獣駆除対策協議会</p>	<p>【事業名】 有害鳥獣駆除対策事業費</p> <p>【事業内容】 丸子町有害鳥獣駆除対策協議会駆除班の活動に対して捕獲1頭1万円の報償金を支給し、協議会活動事業費に対し10分の10以内で補助している。</p> <p>【事業費】 H18予算 報償金 600千円 賃金 306千円 活動事業費補助 1,090千円 鳥獣被害防止施設設置費補助 1,725千円</p> <p>(合計) 3,721千円</p> <p>【公共的団体】 丸子町有害鳥獣駆除対策協議会</p>	<p>【事業名】 有害鳥獣駆除対策協議会負担金</p> <p>【事業内容】 町有害鳥獣駆除対策協議会の活動事業費(弾丸、カマス、スズメ、どばと等の一斉駆除及び、イノシシ等の一斉駆除に対する報償金、会議費、需用費)相当額を負担する。捕獲報償費(カモンカ、イノシシ、クマ)</p> <p>【事業費】 H16予算 負担金 680千円 報償金等 840千円 有害鳥獣防除用施設設置補助 500千円</p> <p>(合計) 2,020千円</p> <p>【公共的団体】 真田町有害鳥獣駆除対策協議会</p>	<p>【事業名】 有害鳥獣駆除対策協議会負担金</p> <p>【事業内容】 武石村有害鳥獣駆除対策協議会が有害鳥獣に関する活動事業費に対する補助及び狩猟免許取得経費を4割補助する。</p> <p>【事業費】 H16予算 駆除等負担金 760千円 狩猟取得補助金 30千円</p> <p>(合計) 790千円</p> <p>【公共的団体】 武石村有害鳥獣駆除対策協議会</p>
(3)	農畜産物価格安定対策掛金補助金	<p>【事業名】 ・野菜価格安定対策掛金補助事業 ・花き価格安定対策掛金補助事業 ・果樹経営安定対策掛金補助事業</p> <p>【目的】 国の制度の対象とならない野菜、産地、期間等を対象に市場価格が低落した場合、生産者に価格差補給し経営を安定させるため。果樹については、果実需要の飽和傾向、輸入農産物の増加などから不安定となっている果樹経営に対応するため国が創設した「果樹経営安定対策制度」の加入促進をし、果樹経営の安定を図ため。</p> <p>【事業内容】 野菜、花き価格安定制度に加入している生産者の掛金補助 対象作物 野菜(キュウリ、エノキダケ、やまびこしめじ、なめこ) 花き(トルコギキョウ)</p> <p>補助率 掛金の1/4以内</p> <p>果樹経営安定対策掛金補助 対象作物 りんご 補助率 掛金の1/3以内</p> <p>【事業費】 H18予算 野菜・花き補助金 3,436千円 (きのこを含む) (合計) 3,436千円</p>	<p>【事業名】 ・基幹作物等主産地形成事業 (果樹・野菜等重点作物振興事業)</p> <p>【目的】 国の制度の対象とならない野菜、産地、期間等を対象に市場価格が低落した場合、生産者に価格差補給し経営を安定させるため。果樹については、果実需要の飽和傾向、輸入農産物の増加などから不安定となっている果樹経営に対応するため国が創設した「果樹経営安定対策制度」の加入促進をし、果樹経営の安定を図ため。</p> <p>【事業内容】 えのきたけ価格安定資金 対象作物 きのこ(えのきたけ)</p> <p>補助率 掛金の1/3以内</p> <p>果樹経営安定対策掛金補助 対象作物 りんご 補助率 掛金の1/3以内</p> <p>【事業費】 H18予算 えのきたけ補助金 39千円 果樹補助金 53千円 (合計) 92千円</p>	<p>【事業名】 ・花卉・きのこ価格安定事業補助金</p> <p>【目的】 真田町は重要推進品種であるスプレーカーネーション、トルコギキョウ、輪菊を中心に花卉の産地化を進めているが、その需要は時期により大きな差があり、出荷動向によって大きく低迷する場合がある。そのような状況に加え、産地間競争の激化や輸入花卉が増加する中で花卉産業の発展と生産者の経営安定を目的とする。</p> <p>【事業内容】 価格安定制度に加入している生産者の掛金補助 対象作物 花卉(輪菊、カーネーション、トルコギキョウ、リンドウ) きのこ(えのき、しめじ、なめこ)</p> <p>補助率 きのこと1/3、花卉1/4</p> <p>【事業費】 H18予算 花卉補助金 275千円 きのこ補助金 984千円 (合計) 1,259千円</p>	<p>【事業名】 ・花卉・えのきたけ価格設定事業補助金 ・畜産物価格安定対策事業補助金</p> <p>【目的】 ・花卉、えのきたけ、畜産物の価格安定対策のため。</p> <p>【事業内容】 花卉価格安定基金への農家の積立金 対象作物 きのこ(えのきたけ)</p> <p>補助率 きのこと1/3</p> <p>畜産物価格安定対策事業 対象畜産 肉豚、肉用肥育牛、肉用子牛 補助率 掛金の2/10以内</p> <p>【事業費】 H18予算 えのきたけ補助金 62千円 畜産物補助金 323千円 (合計) 385千円</p>
	(6019)				
	(6036)				

本資料は、「合併協定書の合意事項の変更について」の資料として、合併協議会の資料をベースにデータ等は最新のものに更新して作成しています。

事 務 事 業 の 現 況					
	項目	旧上田市	旧丸子町	旧真田町	旧武石村
(2)	水田農業構造改革対策事業 (6205)	<p>[目的] 需要に応じた米の計画的生産と水田における麦・大豆等の本格的生産を推進する。</p> <p>[内容] ・生産調整実施計画書の配布・取りまとめ ・現地確認の実施・結果取りまとめ ・経営確立助成補助金の要件判定 ・推進会議の開催 ・確認資料(電算帳票)の作成(委託) ・地域営農推進委員会への事務委託</p> <p>[補助金等] ・集団転作推進事業補助金</p>	<p>[目的] 需要に応じた米の計画的生産と水田における大豆等の本格的生産を推進する</p> <p>[内容] 水田農業経営確立対策の適正な推進と目標達成のため指導推進会議の経費及び資料作成等 ・生産調整実施計画書の配布・取りまとめ ・推進協議会の開催 ・農家組合長報償費 ・地区推進協議会への運営委託 ・現地確認の実施等 ・生産調整事務費用</p> <p>[補助金等] ・転作大豆・ソバコンバイン使用料補助 ・転作大豆・ソバ種子代補助 ・転作景観形成作物種子代補助</p>	<p>[目的] 需要に応じた米の計画的生産と水田における麦・大豆等の本格的生産を推進する。</p> <p>[内容] ・真田町水田農業経営確立推進事業に係る事務及び転作現地調査を行なう。 ・転作確認事務・協議会等会議開催</p> <p>[補助金等] ・水田農業推進事業補助金(水田農業対策推進作物助成、転作大豆用種子購入助成、米の消費拡大啓発、転作カボチャの価格補償、生産調整事務費用、農事組合転作推進助成) ・振興組合活動交付金 ・とも補償補助金 ・転作実効性確保緊急対策事業補助金 ・地域農産物生産助成事業補助金</p>	<p>[目的] 需要に応じた米の計画的生産と水田における大豆・そば等への推進。</p> <p>[内容] ・水田農業経営確立対策の推進 ・各農家へ転作目標面積の配分通知 ・水田転作実施計画書の作成、取りまとめ ・県電算への入力 ・転作ほ場現地確認 ・経営確立助成補助金の要件判定 ・農事組合長報償金</p> <p>[補助金等] ・地域とも補償金 ・大豆・麦出荷奨励金</p>
(3)	水田農業推進委員会 (6206)	<p>[名称] 上田市水田農業推進協議会</p> <p>[目的] 地域における水田農業経営確立対策の円滑な推進を図るため。</p> <p>[内容] ・水田農業振興計画の策定及び進行管理 ・地区別ガイドラインの配分方針の決定 ・とも補償支払対象作物、支払単価等の設定 ・地域協議会への生産調整事務の委託</p> <p>[組織] 上田市、信州うえだ農協、農業委員会、農業共済組合、土地改良区、営農活性化委員会、農業者代表</p>	<p>[名称] 丸子町水田農業推進協議会</p> <p>[目的] 需要に応じた米の計画的生産と水田を有効活用した麦・大豆等の本格的生産を推進し、地域の創意と工夫による水田農業経営の確立に資する。</p> <p>[内容] ・米の生産数量、作付面積に関する協議・検討 ・その他水田農業経営の確立に必要な事項</p> <p>[組織] 丸子町、信州うえだ農協、丸子町農業委員会、丸子町農業支援センター、東信農業共済組合、依田川沿岸土地改良区、長野農政事務所、地区農家組合長、農作業受託者部会、区長会長</p>	<p>[名称] 真田町水田農業推進協議会</p> <p>[目的] 真田町の水田農業の円滑かつ適正な実施を図り、地域の創意と工夫による農業生産の推進に資するため「真田町水田農業推進協議会」を設置する。</p> <p>[内容] ・協議会は、水田農業の推進に関する基本的事項を協議検討する。(1月末開催) ・幹事会は、協議会に付議する事項及びその他必要事項について協議する。 ・水田農業振興計画の策定・農業者などに対するガイドラインの配分 ・その他目的達成に必要な事項</p> <p>[組織] 真田町長・信州うえだ農協、信州うえだ農協各支所長、議会議長、議会産業建設常任委員会、農業委員会会長、振興組合長地区代表、長野農政事務所、上小農業改良普及センター(以上28名)</p>	<p>[名称] 武石村水田農業推進協議会</p> <p>[目的] 水田を中心とした土地利用型農業の活性化を図り、水田農業経営の確立に向けた着実な推進に取り組み、もって農業の振興に寄与する。</p> <p>[内容] ・水田を中心とした土地利用型農業の活性化に関すること ・水田を中心とした土地利用型農業の啓発、調査研究等に関すること ・その他目的達成するために必要なこと</p> <p>[組織] 武石村、武石村農業委員会、信州うえだ農業協同組合、上小農業普及センター、東信農業共済組合、消費者団体の代表、担い手農家の代表</p>

意見等の受付及び事務処理の方法

地域協議会から提出される意見等の提出、受付、処理及び反映に関しては、「上田市地域協議会意見等事務処理要領」（P15～P19）による。

1 意見等の提出

地域協議会の意見等の提出は、上田市地域協議会意見書等事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）に基づき、意見書（様式地協第1号）により、提出するものとする。

2 意見書の受付、処理及び回答書の作成

事務担当課は、地域協議会から意見書（様式地協第1号）の提出あった場合は、速やかにこれを受付し、意見書受付簿（様式地協第2号）に必要事項を記載するものとする。

事務担当課は、意見書処理票（様式地協第3号）を作成し、一次処理決裁後、回答期限（概ね20日間）を付して担当課へ回付し、回答案を取りまとめるものとする。

担当課は、回答案の作成にあたり、具体的な反映方法（実施計画、予算等）を記載するとともに、具体的に反映ができない場合は、その理由を付して回答案を作成し、事務担当課へ提出するものとする。

事務担当課は、取りまとめた回答案について、回答書（様式地協第4号）を作成し、意見書処理票（様式地協第3号）二次処理票を起案し、決裁を受けるものとする。

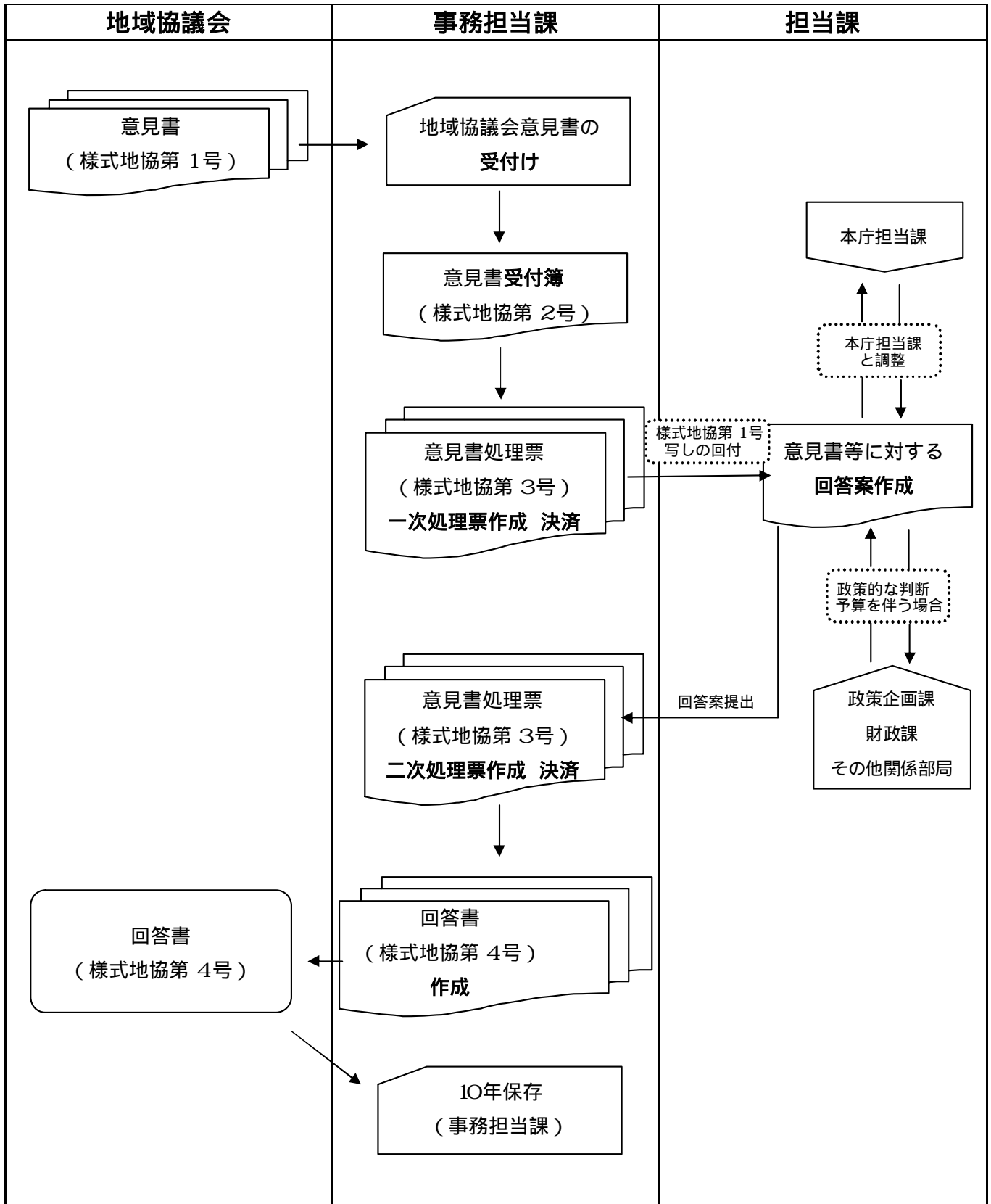
3 意見書に対する回答の方法

地域協議会を所管する地域自治センター長は、回答書（様式地協第4号）により、地域協議会へ意見書に対する回答をするものとする。

4 意見書、回答書及び関係書類の公開

事務担当課は、非公開とされたものを除き、意見書、回答書及び関係書類等について公開するものとする。

「上田市地域協議会意見等事務処理要領」に基づく事務の流れ



上田市地域協議会意見等事務処理要領

（趣旨）

第1条 この要領は、上田市地域自治センター条例（以下「条例」という。）第5条に基づき設置した地域協議会（以下「協議会」という。）からの意見等（諮問に対する答申は除く。）の受付、処理、及び反映に関し、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要領において、意見等とは地域協議会から提出される第4条第1項に定める意見書（様式地協第1号）をいう。

（意見等の処理上の配慮）

第3条 意見等の取扱いにあたっては、地域協議会の対象区域からの多様な意見として尊重されるものであり、住民参加と協働による住民自治の向上に寄与し、地域の個性とまとまりを大切にしながら、市全体の発展を目指す分権型自治を構築するため、常に配慮しなければならない。

（意見書の受付及び回付）

第4条 地域協議会から提出された意見書は、地域協議会を所管する事務担当課（以下「事務担当課」という。）がこれを受付けるものとする。

2 意見書の受付けは、直ちに受付印を押印し、意見書受付簿（様式地協第2号）に受付年月日、件名及び内容等を記載し、意見書処理票（様式地協第3号）一次処理を作成のうえ、意見書の写しを添えて本庁又はセンター各担当課（以下「担当課」という。）に回付するものとする。

（意見書の処理）

第5条 意見書の写しの回付を受けた各担当課は、次に掲げるところによりこれを処理する。

- (1) 担当課は、意見書に対する回答案を起案し、決裁後、事務担当課へ提出するものとする。ただし、政策的判断を要する場合及び予算を伴う場合並びに他の部局との調整が必要な場合には、政策企画課、財政課及びその他関係部局と協議のうえ、回答案を作成するものとする。
 - (2) 事務担当課は、回答書（様式地協第4号）を作成し、意見書処理票（様式地協第3号）の二次処理を起案するものとする。
- 2 地域協議会を所管する地域自治センター長は、意見書処理票（様式地協第3号）二次処理決済後、直近の地域協議会の会議において、地域協議会会長へ回答するものとする。
- 3 事務担当課は、意見書の処理の経過を確実に把握するため、意見書受付簿に所要事項を記入し、意見書の処理の状況を常に整理するものとする。

（意見等の反映）

第6条 担当課は、提出された意見等のうち、必要があると認めるときは、実施計画への計上など適切な措置を行うものとする。

（関係文書保存）

第7条 意見書等関係文書は、10年保存とする。

（補則）

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、事務手順書で別に定める。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

平成 年 月 日

(上田市長 母袋 創一) 様

地域協議会
会長



意見書

上田市地域自治センター条例に基づき、下記のとおり地域協議会の意見を提出します。

記

1 件 名	について
2 意見内容	

平成19年 丸子地域区長名簿

平成19年2月22日 現在

地区自治会 連合会名	役職名	所属区名	ふり 氏	がな 名	備考
内 村		西 内	さいとう	たけあき 藤 武明	
	副会長	平 井	が ざん	ぶんいちろう 我山 文一郎	
		荻 窪	なかむら	よしはる 中村 良治	
		和 子	こみやま	しげる 小宮山 茂	
	会 計	下 和 子	さわやま	けいじ 澤山 啓司	
	会 長	辰 ノ 口	さくらい	まこと 櫻 井 誠	
丸子第1		三 反 田	たかの	のりお 高野 典男	
	副会長	海 戸	くらしま	よういち 倉島 陽一	
	会 長	沢 田	たけい	すみお 武井 純雄	
	会 計	八 日 町	よしいけ	ゆたか 吉 池 豊	
丸子第2	副会長	腰 越	しみず	かずしげ 清水 一成	
	会 長	中 丸 子	なりさわ	けいすけ 成沢 啓輔	
	会 計	下 丸 子	よ だ	みつなが 依田 光永	
依 田	副会長	御 岳 堂	さかい	つもる 坂 井 積	
	会 長	飯 沼	よしいけ	けさやす 吉池 袈裟保	
	会 計	茂 沢	ひざわ	りょういち 樋沢 良一	
		尾 野 山	うえの	ひろし 上野 宏	
長 瀬		上 長 瀬	まるやま	とげき 丸山 十家喜	
	副会長・ 会計兼務	町 組	みやさか	しずお 宮坂 静雄	
	会 長	下 長 瀬	あはら	たかゆき 阿原 孝之	
塩 川		石 井	さくらい	てるお 桜井 照夫	
		坂 井	やの	ひろゆき 矢野 博行	
		狐 塚	よしだ	よしお 吉田 由男	
	会 計	郷 仕 川 原	おおくぼ	よしじ 大久保 善司	
	副会長	南 方	よしいけ	としはる 吉池 利晴	
	会 長	藤 原 田	にしざわ	よしいち 西沢 義一	

網掛け部分は新任